

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 税務署職員の担当について(総務課)

別添1「令和6事務年度 熊谷署職員名簿」参照

表中の◎は総務課長・特官・統括官・専門官・酒類指導官・酒類業調整官、○は課長補佐・連絡調整官・総括上席を表しております。

(2) 関東信越国税局管内における主な広域運営について(総務課)

別添2「令和6事務年度における広域運営等対象署一覧表」参照

今事務年度の関東信越国税局管内における広域運営対象署の一覧です。

熊谷署の右側各欄に記載されておりますのが、広域運営を担当する署となり、それぞれの担当者は、熊谷署に併任発令され、熊谷署の職員として調査等にお伺いしますので、ご承知おきください。

(3) 税理士業務の実態確認の実施について(総務課)

税理士業務の実態確認のため、何名かの先生方の事務所にお伺いさせていただく、又は「税理士業務の回答書」の提出依頼文書の送付を予定しておりますので、その際はご対応いただきますようお願いいたします。

(4) 個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告について(管理運営部門)

- ・ 申告書の発送日 令和6年7月29日(月)
- ・ 申告期限及び納期限 令和6年9月2日(月)
- ・ 口座振替日 令和6年9月30日(月)

中間申告書の発送日、申告期限等は上記のとおりです。

現金納付の方は、9月2日(月)までに納付いただくよう指導願います。

振替納税をご利用の方は、9月30日(月)にご指定の口座から引き落としさせていただきますので、前日までに残高の確認をしていただくよう周知をお願いします。

(5) ダイレクト納付の機能拡大について（管理運営部門）

別添 3

(6) 納税者への納付指導の協力要請について（徴収部門）

日頃から、期限内納付に関する広報・周知及び関与先への納付指導の実施について御協力をいただいております。誠にありがとうございます。

例年お願いしているところですが、会員の皆様による関与先への納付指導を行う際に、より具体的な納付指導が行えるように、次のとおり指導項目のチェック表や納税者へ交付するチラシ等を整備しておりますので、これらを活用した納付指導を行っていただきますようお願いいたします。

【別添資料】

別添 4 「税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！」

別添 5 「中間申告分の納付は期限内に！」

別添 6 「消費税の期限内納付・納税資金積立案内」

別添 7 「納付指導・相談チェック表」

別添 8 「予納制度を利用した納税のご案内」

別添 9 「国税の納付にはダイレクト納付がおすすめ！」

【国税庁ホームページにおけるチラシ等掲載場所】

国税庁ホームページ>分野別メニュー>利用者別情報>税理士に関する情報
>税理士関係法令等 Q&A>滞納の未然防止関係様式等

(7) 相続税申告書第 11 表の様式改訂に伴う対応について（資産課税部門）

6 月の例会の際に、令和 6 年 1 月相続開始分以降の申告については、相続税申告書第 11 表（相続税がかかる財産の明細書）に、合計表を追加するなどの改訂がされた新様式を使用していただきたい旨お伝えしました。

新様式に対応した e-Tax システムのリリースは令和 6 年 9 月を予定していますが、当該様式改訂については、ソフトウェア開発業者等の開発に時間を要することが想定されることから、令和 6 年 9 月以降も、暫定的な対応として、旧様式の第 11 表での送信が可能となりますので、引き続き、相続税 e-Tax の積極的なご利用につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

(8) 添付書類も含めた e-Tax の推進に向けた取組について（法人課税部門）

国税庁では、令和 5 年 6 月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション 税務行政の将来像 2023」において、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化等」に加え、「事業者のデジタル化推進」にも取り組むことを掲げ、税務行政のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいくことといたしました。

会計ソフトで作成された財務諸表データも含め、税務手続きまで一貫してデジタル処理されることにより、税理士の皆様はもとより、納税者の皆様にとっては正確性の向上や事務の効率化による生産性向上等が期待されることから、法人税申告に関しては、「ALL e-Tax」の推進に向けて取り組むこととし、e-Tax ホームページに、財務諸表データの送信に関する情報を集約したページを開設し、会計ソフトと税務（申告）ソフト互換性の状況に応じた対応方法を案内

するほか、e-Tax 指定の CSV 形式データの作成方法についても案内しておりますので、是非参考としていただき添付書面を含めた e-Tax (ALL e-Tax) による提出をお願いします。

なお、添付書類を書面により提出されている先生につきましては、個別に利用のお願いをさせていただく予定ですのでご承知おきください。

5 県税事務所からの連絡事項

令和6年度個人事業税の定期課税について

8月1日付で納税通知書を発送しておりますので、お送りした納税通知書に基づき納期限までに納付いただくよう御指導願います。

- ・納税通知書の発送日 令和6年 8月1日 (木)
- ・第1期納期限 令和6年 9月2日 (月)
- ・第2期納期限 令和6年12月2日 (月)

納付書表面の地方税統一QRコードを読み取ることで納付できるスマートフォン決済アプリや地方税お支払いサイトから、クレジットカード、インターネットバンキングなど様々な納付方法が選択できるほか、便利な口座振替も利用できます。